

議案第 57 号

墨田区の債権の管理に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 26 年 9 月 10 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区の債権の管理に関する条例の一部を改正する条例

墨田区の債権の管理に関する条例（平成 18 年墨田区条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「とる」を「講ずる」に改める。

第 11 条第 1 号及び第 2 号中「差し押える」を「差し押さえる」に改める。

第 14 条第 1 項第 1 号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同項第 5 号中「より強制執行等の手続をとっても」を「よる措置を講じても」に、「債権」を「区の債権」に、「強制執行等の手続が」を「当該措置に係る手続が」に改め、同項第 6 号中「徴収停止の措置をとった当該債権」を「徴収を停止した当該区の債権」に、「徴収停止をとった」を「当該停止した」に改める。

付 則

この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

（提案理由）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正により同法の題名が改められることに伴い、所要の規定整備をする必要がある。